

2011. 8. 31 発行

SUIGENREN
DAYORI
No.58

水源連だより

◆水源開発問題全国連絡会◆

【事務局の住所等が右記のように変わりました】

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-620-2284 FAX 045-620-2284

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://mf1.jp/CyWr9U>

検索の時は「水源連のページ」と検索してください。

《水源連は/パタゴニア日本支社の助成を受けています》

水源連 第18回総会・石木ダム問題全国集会

長崎県石木ダム現地へ！



付け替え道路工事を実力阻止

石木ダム建設絶対反対同盟の戦い

7.20 「不要・不急な公共事業 2011 年度予算を震災復興へ」 集会

=====目 次=====

事務局からの報告・・・・・・・・・・・・・・・・	2
全国の皆さん！！10月22, 23日、	
川原（こうばる）でお待ちしています！！	7
石木ダム建設事業「継続方針決定」に対する抗議と、	
「事業断念」を求める申し入れ	8
7月20日、2つの集会と要請行動の報告	10
愛知県の設楽ダムの現況報告	22
長良川をめぐる最近の状況報告	25
ハツ場ダム根拠の黒塗り裁判で原告全面勝訴 国は控訴せず	27
ダム事業見直し会議で水利権問題が浮き彫りに	29
総会・全国集会・宿泊などのご案内	32

事務局からの報告

1. 総会と全国集会 石木ダムに焦点

今年のダム反対全国集会・水源連総会（第 18 回）は、水源連だより 57 号でお知らせしたように、三十数年来、石木ダム建設事業を実力阻止している石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんとそれを支える川棚町と佐世保市の皆さんの活動を中心にすえ、10 月 22 日に川棚町内で総会を、翌 23 日に佐世保市内で全国集会を開催します。



2 日間の予定を記します。

10 月 22 日（土）

12 時半

長崎空港

到着ロビーに集合 国民宿舎くじゃく荘のバスで出発

途中で JR 川棚駅を經由

13 時半

国民宿舎くじゃく荘到着

14 時～16 時

総会 全国からの報告の部

16 時～18 時

総会 討議の部

18 時半

くじゃく荘のバスで懇親会場へ出発

19 時～21 時

夕食兼懇親会

石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんが生活されている地域の川原こうばる公民館で

21 時半

くじゃく荘のバスで、くじゃく荘帰着

懇親会は石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんのご厚意で、地元の川原こうばる公民館で行います。この川原公民館は、石木ダム反対運動の歴史を感じさせる公民館で、壁には、支援者からの寄せ書や 82 年に県が行った強制測量の写真も貼ってあります。これまでの長い闘いを継続できている秘訣、実力阻止を実践できている本当の理由、等々、現地の皆さんとの交流の中で私たちは多くのことを教えていただけたと思います。

総会の課題

「できるだけダムに依存しない治水・利水」を目指すことを目的にしていたはずのダム事業検証検討の多くが、その本来の目的を意識的に隠蔽して、代替え案との比較だけをおこない、「ダム事業は残事業費がほかの代替え案事業費よりも少ないので有利」とする結果を出しています。検証検討対象事業から逃れることを目的に駆け込み本体着工を行ったダム事業はどれもが、その事業の必要性を捏造したままで急ピッチに進行しています。

総会の第一部では全国の実態と皆さんの取り組みを報告し合って情報の共有を図ります。第二部ではそれらの報告に基づいて、ダム事業検証のやり直しなど、ダム事業の徹底見直し実現に向けた討議を行います。併せて、不要・不急な公共事業の典型であるダム事業予算の震災復興へのシフト

実現に向けた討議を行います。

「ダム事業検証のやり直し」、「不要・不急な公共事業予算の震災復興へのシフト」を大きな世論とさせるべく取り組みについて話し合いましょう。

10月23日（日）

9時半 孔雀荘出発

10時～11時半 現地見学と現地の人との意見交換。

11時半 佐世保へ向け出発、

12時半 佐世保市コミュニティーセンター大ホール到着

昼食（弁当）、

13時半～16時半 **「本当に必要？ 石木ダムはいらない！全国集会」**

（開場は13時 開会まで大型スクリーンで1982年強制測量ビデオ上映）

前半（およそ90分）

1）開会あいさつ

2）来賓あいさつ

3）基調講演（今本博健氏） 「ダムが国を滅ぼす」

4）石木ダム事業検証について （水源連より）

5）地権者の声

休憩

後半（およそ75分）

6） 「川原のうた」合唱発表のビデオ上映

7） 佐世保市民の声

8） 全国からの声

9） 集会決議文採択

10） 閉会挨拶&「絶対反対同盟」からの訴え

以上です。

なお、福岡・東京方面への帰り便は佐世保バスセンター17:00 発→福岡空港着 18:40 のバスが便利です。

総会・全国集会にご参加ください。

ダム事業地元でのダム事業中止にむけた取り組みと、「できるだけダムに依存しない治水・利水」に報告転換したはずの現政権への取組みが急がれます。総会と全国集会では共に力を合わせてその実現に向けて邁進することを確認しましょう。皆さん是非、総会・全国集会にご参加ください。

参加申し込みは折り込んである参加申込書に必要事項を記入して水源連事務局まで FAX, 郵送、もしくは電子メールで送信してください。参加費やアクセスなど詳細は本誌最終ページをご覧ください。

参加申し込み締め切り：10月5日必着をお願いします。

2. 主な動き

① ダム検証検討

☆ 検証検討結果報告を受けた事業に対する国交省の方針決定

2010年9月28日の国土交通大臣通達により、ダム事業検証検討作業が行われています。この検証検討は「事業の再評価の枠組みを活用すること」とされ、その細目が配布されました。しかしその細目

には検証検討の本来の目的が「コンクリートから人へ」「できるだけダムに頼らない治水・利水」にあることを一言も記載していないことから、細目に記されている事項をつまみ食いして全く無意味な代替案を羅列して「それらの代替案よりも従前のダム案の方が有利」、「ダムが最善」と国土交通省に報告されるケースが多くなっています。

8月19日現在、これまでに検証検討結果報告を受けた国土交通省が有識者会議の議論を経て、継続の判断をしたダム事業は8事業、中止は4事業、再審議は2事業です。再審議を除き、継続・中止の判断はすべて検証検討結果報告を提出した地方整備局・道県の判断を追認しています。

継続・中止・再審議とされた事業名を以下に記します。

継続：五ヶ山ダム（福岡県）、伊良原ダム（福岡県）、築川ダム（岩手県）、最上小国川ダム（山形県）、金出地ダム（兵庫県）、西紀生活貯水池（兵庫県）、切目川ダム（和歌山県）、和食ダム（高知県）、

中止：七滝ダム（熊本県、直轄ダム）、大和沢ダム（青森県）、大多喜ダム（千葉県）、武庫川ダム（兵庫県）

再審議：波積ダム（島根県）、矢原川ダム（島根県）

流域住民と漁協が反対している最上小国川ダムについて山形県は「ダム案が最善・継続」として国土交通省に報告しました。国土交通省は有識者会議の討議を経た上で、「継続」を決定しています。

国土交通省のホームページによると、「水管理・国土保全局関係事業における事業評価について 平成23年8月」の「(参考) 事業概要資料(再評価)」の中で、対応方針とその理由等を下記のように記載しています。

対応方針	継続
対応方針の理由	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、現計画案(最上小国川ダム案)が優位であり、検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「継続」とする。 ※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、「山形県公共事業評価監視委員会」への意見聴取を行い、対応方針を決定した。 <情報公開、意見聴取等の進め方> ・検討過程において、「最上小国川流域治水対策検討会議」を公開するなど情報公開を行った。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長への意見聴取を行った。

この「対応方針の理由」として「検討内容は、基本的に、『中間とりまとめ』(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。」と記載されていますが、これはまったくのこじつけであって、「ダムに依存しない治水・利水」という視点での見直しは一切なされていないことを隠蔽した記述です。

「その他」として<第三者委員会の意見・反映内容><情報公開、意見聴取等の進め方>が記載されていますがこれらも形だけの物であって、鮎等の水産資源保全の視点から「ダムに依存しなくても治水は可能」とする小国川漁協の指摘には一切触れていません。ダムサイト予定地の漁業権を持つ小国川漁協が同意を与えない限りこの事業の推進は土地収用法の適用なしには不可能であることの指摘すら書かれていません。

8月23日の有識者会議では駒込ダム（青森県）、奥戸ダム（青森県）、厚幌ダム（北海道）、庄原ダ

ム（広島県）が議論にかけられます。

☆ 学術会議河川流出モデル基本高水評価検討等分科会、利根川の基本高水流量追認

馬淵澄夫・前国土交通大臣が利根川水系整備基本計画で定めた基本高水流量の算出方法に問題があることを認め、日本学術会議に専門見地からの検討を依頼しました。

学術会議は「河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会」を設置し、2011年1月11日に一回目の会合をもち、2011年6月20日の第11回を以て検討を終了しました。学術会議としての国土交通省への回答は9月に入ってからとされています。この分科会は座長の小池氏が「学術会議として学術上で社会貢献を果たしたい」としていたことから、利根川水系基本高水流量を22,000m³/秒としていた手法の科学的見直しが期待されていました。

6月20日の第11回会議では「八斗島地点における昭和22年の既往最大洪水流量の推定値は21,100m³/s・推定幅（-0.2～4.5%）、総合確率法による1/200年確率流量は22,200m³/sが妥当であると判断する」とした回答骨子案を決めました。

この回答骨子案には致命的な問題がいくつもあります。

その第1は昭和22年の既往最大洪水流量の推定値21,100m³/sが実績値約15,000m³/s（17,000m³/sが公称値ですが、正しくは約15,000m³/s）より6,000m³/sも過大であるにもかかわらず、その乖離に対する科学的説明が皆無であることです。この乖離が科学的に説明されないのではこの洪水流出モデルの信頼性はそれこそゼロでしかありません。学術会議は、国土交通省からの依頼に対して本来果たすべき学術的な観点からの評価を放棄していると言わざるを得ません。

その第2は「大規模洪水に対する森林の生長による洪水流量削減効果の増加は見られない」としたことです。分科会が整理したデータでは「大規模洪水に対する森林の生長による洪水流量削減効果の増加」が明らかであるにもかかわらず、「森林土壌の成長量は数十年ではほんのわずか」として「森林生長の効果」を否定しました。このことも科学的な視点が欠如していると言わざるを得ません。

☆ 「公共事業チェック議員の会」、国交大臣に対しダム検証のあり方の改善を求める要請書を提出

8月12日、「公共事業チェック議員の会」が国交大臣に対して、ダム検証のあり方の改善を求める要請書を提出しました。その骨子は①国交省直轄若しくは水資源管理機構のダム事業に対する検証検討作業が遅々として進んでいないことの改善、②検証主体をダム事業者ではなく第三者に委ねること、補助ダムに関しては国土交通大臣としても厳しくチェックすること、③国土交通大臣から再度、それぞれの事業実施者に対し、徹底して非ダム案を含めた検証を行うよう指示することの要請です。詳しくは別添の資料（要請書）をご覧ください。

このような要請が超党派の国会議員の会から政府に出されたことは重要なことです。国会の中でも政治課題として認識され、国交省の独善が厳しくチェックされれば、ダム事業の徹底見直し、検証検討のやり直しが実現します。私たちもこれまで以上に「公共事業チェック議員の会」などの国会議員の皆さんと連携を取り合って、ダム見直しの実現を求めています。

② 東京地方裁判所、利根川の基本高水流量の検証に必要な資料の公開をめぐる訴訟で、国に開示を命じました。

八ツ場ダム住民訴訟で、利根川の基本高水流量の検証に必要な「流域分割図」と「流出モデル図」の2図面の開示請求に国が応じなかったことに対して、原告弁護団の長高橋利明弁護士が東京地裁

に開示を求める訴訟を昨年 9 月に起こしました。その判決が 8 月 2 日にあり、国に開示を命じました。原告の完全勝訴でした。控訴期限前日である 8 月 15 日には大畠章宏国土交通相は控訴しないことを明らかにしました。

- 「公共事業チェック議員の会」と民主党「ハツ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」が要請書提出。

東京地裁判決問題で、「公共事業チェック議員の会」と民主党「ハツ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」がそれぞれ、国交大臣と法務大臣に対して「控訴せずに、『流域分割図』と『流出モデル図』を開示すること」を求める要請書を 8 月 12 日に提出しています。

朝日新聞 2011 年 8 月 15 日 13 時 6 分

ハツ場ダム資料訴訟、控訴せず＝東京地裁が開示命令－大畠国交相

大畠章宏国土交通相は 15 日の閣議後記者会見で、ハツ場ダム（群馬県長野原町）の建設予定地付近の図面資料公開をめぐる訴訟で、国に開示を命じた東京地裁の判決について控訴しない方針を明らかにした。同相は「判決に従い、速やかに図面を開示する所存だ」と述べた。

訴訟の対象となった資料は、利根川下流の流量を計算する「流域分割図」など。自治体による建設負担金の支出差し止め訴訟の弁護団が昨年 7 月、国交省が算出した最大降雨時の流量を検証するために公開請求したが、一部黒塗りにして開示され、不開示部分の公開訴訟を起こした。

訴訟で国は、図面開示により、地域住民らに混乱が生じたり、不適正な土地取引が助長されたりする恐れがあると主張。これに対し、東京地裁は「施設周辺の土地を購入できるほど正確な図面とは認められない」として開示を命じた。

③ 「ダム事業検証実態報告会」と緊急集会「2011 年度不急公共事業予算を震災復興に」

7 月 20 日に衆議院第 2 議員会館会議室にて「ダム事業検証実態報告会」と緊急集会「2011 年度不急公共事業予算を震災復興に」を開催し、あわせて、各集会で採択した要請書を関係省と政党に提出する要請行動を行いました。大型台風襲来の中での緊急集会でしたが、百人近い皆さんが参加され、会議室は超満員でした。多くの国会議員の皆さんも駆けつけられ、挨拶をいただくことができました。

詳しい報告は別項をご覧ください。

3. 事務局からのお知らせ

水源連事務局所在地を下記に変更しましたので、情報の提供、問合せ等は下記宛てによりしくお願いいたします。基本的には遠藤保男がつめています。

水源開発問題全国連絡会 （略称 水源連、英名 SUIGENREN）

〒223-0064 横浜市港北区下田町 6-2-28

電話 045-620-2284 FAX 045-620-2284

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2.html>

同上 短縮 URL <http://mf1.jp/CyWr9U>

全国の皆さん！！

10月22、23日、川原（こうばる）でお待ちしています！！

石木ダム建設絶対反対同盟

長崎県東彼杵郡川棚町川原（こうばる）、九州のマッターホルンと呼ばれる虚空蔵山（通称「こくんどだけ」）を源として流れる清流石木川、ここに長崎県が石木ダム建設を計画してから半世紀がたちます。

毎年5月末にはホタルが乱舞し、カワセミやカスミサンショウウオなど清流を象徴する多様な生物が生息する石木川、上流地区には農林水産省の棚田百選の地もあります。この素晴らしい石木川の自然をダム建設から守ろうという機運が高まって、地元川棚町、佐世保市に続いて長崎市でも今年8月20日に市民の会が設立されました。



この風景をダムの底に沈ませてたまるか！！

石木ダム予定地の住民13世帯と上流木場地区住民の一部で構成している石木ダム建設絶対反対同盟は、「祖先から受け継いできた素晴らしい生活の場が、必要性のない石木ダムによって奪われてはならない」と、実力阻止を伴う反対運動にどっぷり浸かって40数年になります。去年は付け替え道路工事を阻止し中断させていますが、長崎県が土地収用法による事業認定申請を九州地方整備局に行っていますので、いよいよ決戦の時が近づいています。



付け替え道路工事を実力阻止

石木ダムも国による事業見直しの対象になりましたが、検証・検討は、最初から「石木ダムありき」で、まったく話にならないものでした。石木ダム事業に不審を抱いている私たちは、理論武装するために専門家の協力を得ながら、「市民の手による石木ダムの検証結果」をまとめました。石木ダムは利水治水の両面で不要であることがあらためて明らかになりました。しかし、長崎県は全く耳をかさず、今年7月27日に「石木ダムがもっとも優位」として事業継続を国に報告しました。

ダム建設反対運動に関わっている全国の仲間のみなさん、10月22日に川棚町で開催される水源開発問題全国連絡会総会・懇親会、翌23日の現地見学会と佐世保市で開催される「本当に必要？ 石木ダムはいらない！ 全国集会」へぜひご参加ください。佐世保市での開催は、「佐世保市の水は足りている。石木ダムは必要ない」という真実を一人でも多くの佐世保市民に分かってもらうために計画しました。この全国集会での訴えが、佐世保市民に浸透していくことを期待するものです。

ダム建設反対運動に関わっている全国の仲間のみなさん、10月22日に川棚町で開催される水源開発問題全国連絡会総会・懇親会、翌23日の現地見学会と佐世保市で開催される「本当に必要？ 石木ダムはいらない！ 全国集会」へぜひご参加ください。佐世保市での開催は、「佐世保市の水は足りている。石木ダムは必要ない」という真実を一人でも多くの佐世保市民に分かってもらうために計画しました。この全国集会での訴えが、佐世保市民に浸透していくことを期待するものです。

現地の実状もご覧ください。きっと何か得るものがあると思います。そして、私達にもみなさんの知恵をかしてください。

交流をしましょう。総会の後に懇親会を準備しています。現地の川原公民館で地元のダム反対者も交えて田舎料理でもてなす予定です。

皆さんのお越しを心からお待ちしております。

2011年8月22日

長崎県知事 中村 法道 様

石 木 ダ ム 建 設 絶 対 反 対 同 盟
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会
水 問 題 を 考 え る 市 民 の 会
石 木 川 ま も り 隊

石木ダム建設事業「継続方針決定」に対する抗議と、
「事業断念」を求める申し入れ

拝啓

貴方は、去る7月26日の記者会見において、石木ダム建設事業について、「県として事業継続の方針を決定したことを国（国交省）へ報告する」旨を表明されました。

(1)

私たちは、県の方針検討の過程で、その都度、意見を提出してきました。

今回の「事業継続」方針の表明に際し、私たちは、その方針検討の過程に、大きな欠陥があることをあらためて指摘します。

まず、「検討の場」での審議です。私たちは、石木ダム建設事業計画を分析して、専門家の助言も得て、「市民による石木ダムの検証結果」を提出しました。ここには、川棚川の治水にも、佐世保市の利水にも、石木ダム建設は必要でないことを、根拠を示して指摘しています。

「地権者との意見交換の場」で、私たちは、「検証結果」を詳しく説明しました。また、地権者は、ダム計画による様々な苦しみを切々と訴えました。

「検討の場」の審議は、これらの根本的な問題を検討しないままに、「事業継続」の結論を出しました。

次に、「県公共事業評価監視委員会」の審議です。ここにも、私たちの「検証結果」を提出しました。これをふまえて、委員から、新しい資料の要求や問題指摘がありましたが、それを無視して、「事業継続」の結論が強行されました。

貴方は、佐世保市議会が「石木ダム建設促進に関する意見書」を可決したこと、県議会が「石木ダム建設促進に関する決議」を可決したこと、これらを記者会見で強調されました。

しかし、佐世保市議会での「意見書案」の審議で、これを厳しく批判する反対意見が述べられたことをご存知でしょうか。県議会での「決議案」の審議で、これを厳しく批判する反対意見は、お聞きになられたはずですが。

私たちは、この反対意見の中にこそ、正義と道理があると確信します。数の多寡に惑わされず、道理ある正論を見抜くことが、指導者の資質として必要です。

佐世保市には、「石木ダム建設促進佐世保市民の会」という団体があります。石木ダム建設促進のキャンペーン活動を行なっています。佐世保市長などは、この団体の活動を根拠にして、「石木ダム建設促進は市民の願い」だと主張しています。しかし、この団体の運営資金は、100%が佐世保市からの補助金であることをご存知でしょうか。この団体と佐世保市が共催して平成21年1月27日に開催した「石木ダム建設促進市民決起集会」は、2千人が集まったと宣伝されました。しかし、この集会に、市の職員が勤務時間中にも拘わらず多数動員されたことをご存知でしょうか。貴方の真実を見る目が、「偽装された世論」のために曇ることがないように望みます。

以上の理由により、貴方が、石木ダム建設事業について「継続の方針」を決定したことに抗議します。

(2)

次に、県の方針決定を受けて、国も「事業継続」を決定した場合に、生じるであろう事態について、貴方は、どのように想定されていますか。

絶対反対同盟に結集した地権者の意思は強固です。それは自らの居住権、財産権を守るといふ何人も侵すことのできない基本的人権に基づくものです。そして、石木ダム自体が不要であるとの確信に裏付けられ、その意思は益々強固です。

ダム建設用地を取得するためには、強制収用の道しかありません。それに対して、地権者は頑強に抵抗します。それでも強制収用を執行するためには、強権発動が伴います。そうすると流血の事態も想定されます。そういう事態でも、貴方は、ダム建設を強行する覚悟がありますか。いまの時代、強権政治は通用しません。世界的にも、強権政治家は国民によって辞任させられています。また、国民から訴追される事例も少なくありません。

貴方は、政策を実現して政治家として名声を挙げたいという願望をお持ちかもしれません。しかし、誤った政策は、一時的には実現したとしても必ず破綻することは歴史の教えるところです。その際、名声は地に墜ちます。

誤りを指摘されながら強行した政策の破綻は、国民に深刻な被害を与えます。いま私たちが体験している原子力発電所事故の被害はその何よりの教訓です。

私たちは、貴方が「石木ダム建設からの撤退」を決断されることこそ、英明で勇気ある政治家としての名声を世に挙げる道であると考えます。

私たちは、貴方が、国への「事業継続報告」を撤回すること、そして県公共事業評価監視委員会へ、先の審議で求められた資料を提出して、指摘された問題を検討するために審議の見直しを委嘱することなど、石木ダム建設事業から撤退する道を進まれるよう提言します。貴方の熟慮を求めます。

敬具

7月20日、2つの集会と要請行動の報告

2011年7月20日、衆議院第2議員会館地下1階の第7会議室は迷走する台風6号を押しよせるかのごとき熱気に包まれました。この一日の報告をさせていただきます。

1. 一日の行動

13時から「ダム事業検証検討の実態」報告会を開催し、国土交通大臣と「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」座長に宛てた要請書「ダムによらない治水利水のあり方を求める原点に立ち返って真のダム検証の実施を！」を採択しました。

14時35分頃からは「不要・不急な公共事業 2011年度予算を震災復興へ」集会を開催し、内閣総理大臣・東日本震災復興対策担当大臣をはじめとした関係大臣に宛てた要請書「2011年度の公共事業を精査して、不要・不急な事業の予算を震災復興費へシフトしてください」を採択しました。

17時30分からは震災復興対策担当大臣政務官室で阿久津幸彦政務官に直接、要請書「2011年度の公共事業を精査して、不要・不急な事業の予算を震災復興費へシフトしてください」を手渡しました。

18時から衆議院第一議員会館の国土交通大臣政務官である市村浩一郎事務所をたずね、同政務官に、要請書「ダムによらない治水利水のあり方を求める原点に立ち返って真のダム検証の実施を！」を提出しました。これらの要請行動は民主党の中島政希衆議院議員のご尽力のおかげで実現し、当日は中島政希衆議院議員が阿久津幸彦政務官への要請と市村浩一郎政務官への要請に同席されました。この場を借りて、中島政希衆議院議員に厚く御礼申し上げます。

二つの集会には、国会の合間を縫って、多くの国会議員の皆さん、秘書の皆さんが駆けつけられました。駆けつけられた国会議員は、民主党の大河原雅子参議院議員、宮崎タケシ衆議院議員、三宅雪子衆議院議員、橋本 勉衆議院議員、森山浩行衆議院議員、社民党の福島瑞穂党首（参議院議員）、中島隆利衆議院議員、共産党の塩川鉄也衆議院議員、穀田恵二国会対策委員長（衆議院議員）の皆さんです。ダム事業検証検討がその本来の目的である「コンクリートから人へ」「できるだけダムに依存しない治水・利水」を目指すものでなければならないこと、政権交代当初の原点に返らなければならないこと、原発震災を機にエネルギー行政は脱原発に舵切りをしなければならないこと、そして無駄な公共事業の徹底見直しが必要なこと、これまでの日本が歩んできた道の総括が必要なこと、20日の二つの集会はきわめて重要な集会であること、などが語られ、国会の場でそれらの実現に向けて頑張るという決意が表明されました。「公共事業チェック議員の会」の松野信夫会長（民主党参議院議員）は国会関係と民主党の仕事に追われて出席ができませんでした。

民主党の宮崎タケシ衆議院議員、共産党の塩川鉄也衆議院議員、社民党の中島隆利衆議院議員には、各党宛の2つの要請書を手渡しました。

2. 「ダム事業検証検討の実態」報告会

全国で83ダム事業（直轄・水機構・補助ダム）の検証検討作業が進められ、その結果が次々と国交省に報告されてきています。初から危惧されていたとおり、その検証作業は事業推進の結論が先にありきの、形だけのものになっています。

2012 年度予算要求の 8 月に間に合わせるべく、急ピッチでおさなりの検証が進められ、続々とダム推進の決定が出される恐れが強まっています。

ダムをめぐる状況はまさしく危機的な様相を呈しており、欺瞞に満ちたダム検証の実態を政治家やマスコミ、市民に広く知らせて、その改善を求めているかなければなりません。

水源連事務局は全国の各地でダム問題に取り組まれている皆さんからご協力をいただいてダム事業検証検討の実態報告を送っていただきました。それらの貴重な報告を基に全国の実態を整理し、この集会で報告しました。共通していたことはそのダム事業の必要性を一切見直すことなく、複数の代替対策案を示し、それら対策案の実現にはダム事業の残事業費よりも経費がかかるので、ダム事業がもっとも良い、という筋立てでした。代替対策案のほとんどは実現性がなく、比較すればダム案が自動的に残るようなものでした。それもこれも、検証検討が「ダムに依存しない治水・利水への方向転換」という本来の目的を全く踏まえることなしに進んでいるからです。



事務局からの報告の後、長崎県による石木ダムの検証検討の実態について、台風を飛行機の下に見て駆けつけられた岩下和雄氏が報告されました。岩下和雄氏は石木ダムの水没予定地住民のお一人です。予定地の住民 13 戸は「石木ダム建設絶対反対同盟」を結成し、1980 年代から 30 年以上に及ぶ反対運動を続けてきています。長崎県は土地収用法の適用を求めて、事業認定申請を九州地方整備局に提出しています。九州地方整備局は「検証検討」が進行中であることを考慮してか、事業認定申請に対する審査に入っていません。長崎県が「石木ダムについて検証検討をした結果、やはり石木ダムが最適であることが再確認された」と国交省に報告し、国交省がその報告を是としたならば、事業認定処分、県による土地収用採決申請、長崎県土地収用委員会による土地収用採決処分、強制収用代執行、という道へとまっしぐらに進みかねません。岩下氏は、①この検証検討過程で長崎県に対して事実上の公開討論会を実現させて自分たちの想いと石木ダム不要の科学的論

拠を提示できたこと、
②この集会で反対派住民グループが発言した議事録、および、提出した資料集・意見書を県から国への報告書に添付すること、等を報告され、「石木ダムが不要であることは確認できているので、県がダム推進として土地収用法を適用してきて



《小国川漁協 2011 年 1 月 9 日、舟形町と最上町での新聞折り込 より》

小国川の治水対策は、ダムではなく河川改修で！

この度こうした新聞折り込をお配りすることにしましたのは、いわゆる「小国川のダム問題」につきまして、私たち小国川漁協の気持ちや意見を、できるだけ多くの皆様に知っていただきたいと思いますからです。

.....

私たちは、決して小国川における治水対策の必要性を否定しているわけではありません。赤倉温泉の治水対策は必要であり、それが急ぐべきものだという認識は、多くの皆様と閉じます。

しかし、だからといってすぐダム建設に走るのではなく、「できるだけダムではない方法で治水対策をしてほしい」と思うのです。なぜなら、ダムは自然環境に大きな影響を与えることが確かであり、また近年では、ダムによる治水効果は非常に限定的なものであることが分かってきているからです。実際、ダムがあってもその下流域で洪水被害が起きた例はたくさんあります。

ぜひ私どもの気持ちをご理解いただき、「ダム以外の方法で本当に治水は無理なのか」、

も実力で跳ね返す。皆様のご支援をよろしくお願ひします。」と、力強く宣言されました。（なお、今年の水源連総会・全国集会は10月22～23日は石木ダム現地で行います。）

山形県議の草島進一氏が最上小国川ダムの検証について報告されました。山

形県は検証検討の結果、「自然に優しい穴あきダムなので同ダム推進」としていますが、河川工学の専門家の入らないいい加減な検証を行っていること、最上小国川は全国に知られる天然鮎への影響を無視していること等が大きな問題として指摘していました。小国川漁業協同組合は断固反対を貫いています。草島氏は、最上小国川の鮎の紹介、小国川漁協がダム反対で頑張られていること、「穴あきダムは自然に優しい」は全くの嘘っぱちであること、治水上は洪水常習地帯とされている最上赤倉温泉の対策は温泉に障害を生じさせない河道掘削が技術的に可能であること、等を報告されました。

八ツ場ダムストップ市民連絡会の代表として嶋津暉之氏が八ツ場ダム検証検討の状況を報告されました。利水について言えば、開発必要量を全く見直すことなく代替対策案を作成しているので、全く実現性のない富士川からの導水まで含まれているバカバカしさを報告しました。治水で言えば、八ツ場ダムの治水効果を従来の数字の2.6倍に膨らまし、八ツ場ダムが最適案として残るような露骨な工作が行われていることなどを報告しました。

事業者の本体工事駆け込み着工で検証対象ダムから除外されたダムはダム本体完成に向けてまっしぐらに進められています。どのダムも問題だらけで、そのダムの必要性そのものが捏造、もしくは意図的に事実をゆがめて必要性の論拠とされています。①香川県小豆島の内海ダム再開発もその一つで、現地から「寒霞溪の自然を守る連合会」の方がこの集会に駆けつけられる予定でしたが、台風のため断念されました。配付を予定していた資料をあらかじめ送付いただき、皆さんに配布することができました。②熊本県の天草で進んでいる路木ダムも駆け込み着工によって検証検討を逃れた事業です。川辺川ダム中止を勝ち取るのに大きな役割を果たされた「子守歌の里・五木をはぐくむ清流川辺川を守る熊本県民の会」は路木ダム問題を熊本全県の問題として取り上げています。同県民の会の中島康代表が駆けつけられたので、路木ダム問題の報告をしていただきました。路木川は川の原型ともいえるすばらしい川なので是非とも守らなくてはならないこと、同ダム事業の根拠が治水・利水両方とも全くのでっち上げであることが明白であるにもかかわらず蒲島知事が事業を推進していること、県民全体の問題として認識されるように取り組んでいくことなどが話されました。

集会の最後に要請書「ダムによらない治水利水のあり方を求める原点に立ち返って真のダム検証の実施を！」を参加者全員の賛成で採択しました。

公平な形で議論・検討が行われますよう、皆様の後押しをお願いできれば幸いです。ダム建設でいまの自然環境が失われたら、それを取り戻すことはほとんど不可能なのです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

県は「ダムなら国から補助金が出て、他の方法だと補助金が出ないから」だと説明しますが、赤倉温泉の安全を確保するためなら、そんなに費用も年月もかからないはずですよ。

・・・・・・・・

温泉地内を流れる小国川の川幅を広げ、増水時でも待ちに水が上がらないようにする。同時に再開発的な手法で温泉街の整備を行い、美しく魅力的な温泉街を新しくつくる。つまり、赤倉温泉の安全を確保しながら、赤倉温泉が今後もたくさんの温泉客で賑わうよう魅力ある町に作り替えるわけです！ダム建設では、その工事は大手ゼネコンに持って行かれますが、この案なら地元の建設会社も請け負うことができ、地元も潤います。

・・・・・・・・

私たち小国川漁協は、川の環境が守られることで、今と変わらぬたくさんの釣り客が見込めます。もしこの案が採用されれば、小国川漁協としては赤倉温泉地内の川を「特別区」にして、遊漁料なしで魚釣りを楽しんでもらうことも考えています。

いかがでしょうか皆様、赤倉温泉や小国川の治水を機に、そういう夢のある未来を話し合いませんか！

3. 「不要・不急な公共事業2011年度予算を震災復興へ」集会



3月11日の東日本大地震は未曾有の災害を引き起こしました。被災地の救援・再建が急がれています。現地の破壊された暮らしを立て直すには、財源・機材・人の力が必要です。国は、無駄な事業費、緊急性を要しない事業費をすべて洗い出し、不要・不急な公共事業の予算・機材・人力を震災復興に転用すべきです。

私たちは4月26日に参議院議員会館の地下一階B109会議室で「2011年度のダム予算2400億円を震災復興に」を開催しています。7月20日はその範囲を公共事業全般に広げて、不要・不急の公共事業の予算を震災復興に回すことを政府・政党に求める集会としました。

この集会は全国自然保護連合、道路住民運動全国連絡会、ラムサール・ネットワーク日本、水源開発問題全国連絡会が実行委員会を結成して準備・主催しました。

3月11日の東日本大震災は巨大地震、巨大津波、原発事故という3大災害をもたらしました。特に、原発災害は原発村の存在を露見させ、それはダム村と構造を全く同じにしていました。政・官・財・学という強固な利権構造が異論・反論をすべて押さえ込んでいたのです。ダム事業を代表とする無駄な大規模土木事業がいつまでも続けられていること、危険を顧みないまま原子力開発が強行されていること、は同じ構造です。増税や国債発行、社会福祉関係事業の切り捨て等による財源確保ではなく、不要・不急な公共事業を凍結してその財源と機材・資材・人材を震災復興にシフトさせることを国と政党に強く訴えることをこの集会の目的としました。

集会では、まず冒頭に道路住民運動全国連絡会の橋本良仁事務局長が上記のようなこの集会の経緯を説明しました。

続いて、この日のために、世田谷区長である保坂展人氏に特別講演「震災復興と公共事業」をしていただきました。①被災地から遠く離れた私たちにできることを見つけて支援したい、②震災復興と称して、何でもかんでも復興事業に含めてしまおうとする動きがあること、③まさしく、無駄な公共事業を見直し、その財源・機材・人材を震災復興に回せ、という私たちの考え方は重要であること、④つくる公共事業から補修・改修の公共事業へ転換させること、⑤原子力発電は安全を確立し得ない技術であるからこれを機会に脱原発に進むべきこと、などが話されました。



次いで実行委員会から嶋津暉之氏が、用意した配付資料について説明を加えました。これらの資料から、公共事業各分野ごとの不要・不急な事業への予算貼り付けを見ることができます。見直し対象とすべき予算は、道路関係が約1兆円、ダム関係が約7千億円、整備新幹線が約3千億円、港湾が約2千億円、空港整備が約300億円、林野庁関係が約300億円、国営灌漑排水事業が約1千億円、原子力開発関係が約4千億円、合計でおよそ2兆8千億円に上ります。これらの中から不要・不急な事

業をしっかりと仕分けして、震災復興事業にシフトすることを私たちは求めています。

公共事業の各分野からは、①道路住民運動全国連絡会の比留間哲生氏が止めどもなく続く道路建設の実態と道路関係の予算額のうちで震災復興にシフトできる額は 1 兆円に上ることを、②ラムサール・ネットワーク日本の陣内隆之氏が各地の湿地埋め立て事業の実態を、③全国自然保護連合の懸樋哲夫氏がただただ原発依存の莫大なエネルギーを消費するだけでその必要性はもはや喪失しているリニア新幹線問題を、④水源連事務局の氏家雅仁氏がこれを機会に原発依存を中止するべきであることと、原発関係予算 4329 億円を徹底的に見直して震災復興にシフトすべきことを訴えました。⑤ダム問題については水源連事務局の遠藤が今年度ダム事業関連予算 2400 億円全額を震災復興にシフトすべきこと、計画中・工事中のダム事業の残事業費は 3 兆 2 千億円に上ること、ダム事業検証を徹底すればこれら全事業が不要であることは明らかになるので、ダム算事業をすべて中止して、3 兆 2 千億円全額を震災復興にシフトさせる運動を続けること、などを報告しました。⑥砂防ダム関係については田口康夫氏が報告される予定でしたが、台風の影響で交通の便がなくなったので出席不能になり、事前にいただいていた原稿を遠藤が代読しました。これ以上砂防ダム建設は不要であること、既設の砂防ダムにスリットを入れることで遙かに安く効果が上がると共に自然に優しいこと等を報告しました。

これらの報告を受けたことを踏まえて、集会参加者全員で総理大臣・東日本大震災復興対策担当大臣をはじめとした関係閣僚宛の要請書「2011 年度の公共事業を精査して、不要・不急な事業の予算を震災復興費へシフトしてください」を採択しました。

集会の最後に、「公共事業チェック議員の会」幹事長である大河原雅子参議院議員が「両集会で論議されたことを踏まえて、二つの要請書に盛り込まれた事項の実現に向けて公共事業チェック議員の会としても頑張る」と挨拶されました。

4. 阿久津幸彦 東日本大震災復興対策担当大臣政務官と、

市村浩一郎 国土交通大臣政務官 への要請行動

① 阿久津幸彦 東日本大震災復興対策担当大臣政務官への要請

集会終了後の 17 時 30 分から、約 15 名の集会参加者が内閣府政務官室で、民主党の中島政希衆議院議員同席のもと、阿久津政務官へ要請を行いました。

実行委員会を代表して橋本良仁氏が阿久津幸彦政務官に要請書「2011 年度の公共事業を精査して、不要・不急な事業の予算を震災復興費へシフトしてください」を手渡しました。遠藤が要請書の説明を行い、参加者全員が一人一人自分の言葉で要請を行いました。阿久津政務官は「この要請は自分たちにとって励ましのメッセージです。ありがとうございます。」と開口一番に述べられました。震災復興に当たっての基本的考え方として、この要請に記されている事項が重要である、というのが阿久津政務官の認識でした。相互の意思疎通ができたすばらしい要請行動でした。

② 市村浩一郎 国土交通大臣政務官への要請

18 時から約 10 名の集会参加者が衆議院第 1 議員会館の市村浩一郎事務所で、民主党の中島政希衆議院議員同席のもと、市村政務官へ要請を行いました。

河川関係を担当されているのは津村政務官ですが、津村政務官の都合がつかなかったために、市村政務官が私たちの要請を受けられました。

実行委員会の嶋津暉之氏が要請書「ダムによらない治水利水のあり方を求める原点に立ち返って真のダム検証の実施を！」の趣旨を説明しました。石木ダム建設絶対反対同盟の岩下和雄さんは石木ダムの問題点・同ダムの検証検討の問題点を指摘し、断固として反対し続けるとの強い意思を明らかにしました。さらに、佐世保市は石木ダム促進市民集会に市役所の職員 200



名を参加させ、市が先導して、世論形成を行っている、玄海原発で問題になった九州電力のやらせメール以上の違法行為である、と市村政務官に訴えられました。山形県議の草島進一氏が山形県による最上小国川ダムの検証のでたらめさを、パソコンのスライドを使って説明されました。中島康氏は路木ダムの必要性が全く事実と反したことと説明されていて、必要性がでっち上げられたダムであることを訴えられました。

市村政務官は、①今日の一つ一つの訴えは理解できる、②検証はきちんとなされなければならない、③しかし、特に補助ダムの場合は各自治体が検証検討結果として「ダムが最善・必要」と報告されてくると、それを無視することはできない、④その難しさがあるのは事実であるが、皆さんからの要請を受け止めたい、と実感を込めて答えられました。

両政務官への要請は私たちの想いを伝えることができたすばらしい要請でした。

これからは、これらの要請を実現させるために多くのみんなが手と手を取り合って世論形成を実践すると共に、国会議員の皆さん、政党の皆さん、政府の皆さんと本音で話し合う場を確保できるようにしたいものです。

より詳しくは水源連ホームページの下記URLを参照願います。

資料集（政府等への要請書を含んでいます）

「ダム事業検証検討の実態」報告会 資料集

URL : <http://mf1.jp/KNQ6gm>

「不要・不急な公共事業 2011 年度予算を震災復興へ」集会 資料集

URL : <http://mf1.jp/optpWV>

要請書のみ

国土交通大臣と「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の中川博次座長 に宛てた要請書

「ダムによらない治水利水のあり方を求める原点に立ち返って真のダム検証の実施を！」

URL : <http://mf1.jp/KJiXSf>

内閣総理大臣・東日本大震災復興対策担当大臣等閣僚に宛てた要請書

「2011 年度の公共事業を精査して、不要・不急な事業の予算を震災復興費へシフトしてください」

URL : <http://mf1.jp/RBWEBv>

国土交通大臣 大畠章宏 様

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」座長 中川博次 様

2011年7月20日

ダムによらない治水利水のあり方を求める原点に立ち返って 真のダム検証の実施を！

全国で83ダム事業（直轄・水機構・補助ダム）の検証検討作業が進められ、その結果が次々と国交省に報告されてきており、これから順次、各ダムの検証検討報告を有識者会議が審議したうえで、大臣が方針を決めることになっています。

しかし、この検証検討の結果のほとんどはダム推進の結論が先にありきの形だけのものになっており、このままではダム検証は、ダム事業の推進にお墨付きを与えるものでしかなく、「コンクリートから人へ」という河川行政の方向転換に大きな期待を寄せた国民の気持ちを踏みにじることになります。

各ダムについての検証検討の内容、経過を見ると、別添の「**ダム事業検証検討の実態報告**」のとおり、そのほとんどはダムが必要だという前提のもとに、その代替案との費用比較を行うだけであって、ダムが本当に必要なのかという原点に立ち返っての検証は皆無となっています。その結果として自動的にダム案が最適案として残る仕組みになっています。多くのダムでは実現性がゼロの代替案との比較が形だけ行われているだけであって、茶番劇としてのダム検証になっています。

しかし、有識者会議の設置目的が「できるだけダムにたよらない治水への政策転換を進める」ことにあるように、ダム検証の本来の目的は、単に費用比較を行うだけではなく、ダムの必要性和問題点を徹底的に検証することにあります。

ついては、有識者会議と国交省政務三役はその原点に立ち返って、各ダムの検証検討報告を厳格に審査し、ダム検証本来の目的を果たしていないものは検証検討主体に対して再検討を行うよう、指示または要請することを求めます。

そして、各ダムの検証検討報告の審査は次の視点に基づいて行うことを求めます。

1. 「できるだけダムにたよらない治水・利水」を目指すものになっていること
2. 治水面でダムが必要とされている根拠（治水計画の目標流量など）について科学的な徹底検証が行われていること
3. 利水面でダムが必要とされている根拠（水需要予測や保有水源の評価など）について科学的な徹底検証が行われていること
4. ダムによる自然環境や地域社会へ与える負の影響、災害誘発の危険性が正しく評価されていること

緊急集会「ダム事業検証検討の実態」報告会 参加者一同

連絡先 水源開発問題全国連絡会（〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-7-1-W201）

事務局長 遠藤保男 携帯 090-8682-8610

岡田 克也	民主党幹事長
谷垣 貞一	自由民主党総裁
山口那津男	公明党代表
志位 和夫	日本共産党委員長
福島 瑞穂	社会民主党党首
亀井 静香	国民新党代表
渡辺 喜美	みんなの党代表

緊急要請書

ダムによらない治水利水のあり方を求める原点に立ち返って 真のダム検証の実施を！

全国で 82 ダム事業（直轄・水機構・補助ダム）の検証検討作業が進められ、その結果が次々と国交省に報告されてきており、これから順次、各ダムの検証検討報告を有識者会議が審議したうえで、大臣が方針を決めることになっています。

しかし、この検証検討の結果のほとんどはダム推進の結論が先にありきの形だけのものになっており、このままではダム検証は、ダム事業の推進にお墨付きを与えるものでしかなく、「コンクリートから人へ」という河川行政の方向転換に大きな期待を寄せた国民の気持ちを踏みにじることになります。

各ダムについての検証検討の内容、経過を見ると、別添の「**ダム事業検証検討の実態報告**」のとおり、そのほとんどはダムが必要だという前提のもとに、その代替案との費用比較を行うだけであって、ダムが本当に必要なのかという原点に立ち返っての検証は皆無となっています。その結果として自動的にダム案が最適案として残る仕組みになっています。多くのダムでは実現性がゼロの代替案との比較が形だけ行われているだけであって、茶番劇としてのダム検証になっています。

しかし、有識者会議の設置目的が「できるだけダムにたよらない治水への政策転換を進める」ことにあるように、ダム検証の本来の目的は、単に費用比較を行うだけではなく、ダムの必要性和問題点を徹底的に検証することにあります。

ついては、貴党に対して、私たちの意をくんでいただくと共に、その原点に立ち返って、各ダムの検証検討報告を厳格に審査し、ダム検証本来の目的を果たしていないものは検証検討主体に対して再検討を行うよう、指示または要請するように国土交通大臣に要請されることを求めます。

そして、各ダムの検証検討報告の審査は次の視点に基づいて行うよう求めていただきたくことをお願いします。

1. 「できるだけダムにたよらない治水・利水」を目指すものになっていること
2. 治水面でダムが必要とされている根拠（治水計画の目標流量など）について科学的な徹底検証が行われていること
3. 利水面でダムが必要とされている根拠（水需要予測や保有水源の評価など）について科学的な徹底検証が行われていること
4. ダムによる自然環境や地域社会へ与える負の影響、災害誘発の危険性が正しく評価されていること

2011/07/20

緊急集会 「ダム事業検証検討の実態」報告会参加者一同

連絡先 水源開発問題全国連絡会（〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-7-1-W201）

事務局長 遠藤保男 携帯 090-8682-8610

菅 直人	内閣総理大臣
平野 達男	復興対策担当大臣
野田 佳彦	財務大臣
海江田 万里	経済産業大臣
細野 豪志	原発事故収束・再発防止担当大臣
高木 義明	文部科学大臣
大畠 章宏	国土交通大臣
鹿野 道彦	農林水産大臣

2011 年度の公共事業を精査して、 不要・不急な事業の予算を震災復興費へシフトしてください

3月11日の東日本大震災は、大地震・巨大津波・レベル7の原発事故が重なり、未曾有の大惨事となりました。とりわけ福島原発の危機は、全く持続可能でない私たちの社会を象徴しており、今までの日本社会のあり方に根底からの見直しを迫っています。

私たちは、被災した方々の生活再建について、市民として連帯と協力の意思を表明するとともに、国会と内閣が生活再建を最優先とした政策・事業を採用すべきだと考えます。

2011年度の公共事業予算は約5兆円にもなります。その中には次に述べるとおり、必要性が明確ではない事業、あるいは必要性がたとえあっても直ちに実施しなければならない緊急性がない事業が少なからず含まれています。

東日本大震災の被災地の復興のためには、巨額の予算をすみやかに確保して、資材、人材等を集中的に投入しなければなりません。公共事業全般について真の必要性があるかどうか、緊急性があるかどうか、早急に精査し、必要性または緊急性が明確ではない公共事業の2011年度予算を減額修正して、復興財源としてシフトすることが必要です。

- ① 代表的な例はダム事業です。ダム事業は現在、検証作業が行われているように、その必要性が疑問視されているものであり、しかも、長期の建設期間を要するものですから、緊急性がないことは言うまでもありません。
- ② 幹線道路、空港整備、新幹線・リニア整備、湿地埋立などの公共事業も計画から完成まで数十年かかる事業であって、緊急性を要するものではなく、また、その必要性に疑問が呈せられているものが数多くあります。
- ③ これらの公共事業には自然生態系には大きな影響を与えることが危惧されているものもあり、昨年10月の生物多様性条約締約国会議のホスト国である日本政府には、そこで議決された「愛知ターゲット」を守ることが求められていますので、これらの事業の執行は慎重でなければなりません。
- ④ 更なる原発事故の危険性を高める「もんじゅ」等の原子力発電開発関係の予算も凍結する必要があります。

ダム等の不要・不急な公共事業予算の震災復興費へのシフトすらなされないまま、大量の国債を発行したり、増税を行ったり、国民生活に直結する予算を削減したりすることには、国民が理解を与えません。

私たちは、国民の代表たる国会と内閣の主導によって、公共事業2011年度予算を緊急度の視点で徹底精査し、そこで捻出された予算額を震災復興費へとシフトさせることを、求めます。

2011年7月20日

緊急集会「不要・不急な公共事業2011年度予算を震災復興へ」 参加者一同

連絡先 水源開発問題全国連絡会（〒102-0093 東京都千代田区平河町1-7-1-W201）

事務局長 遠藤保男 携帯 090-8682-8610

岡田 克也 民主党幹事長
谷垣 貞一 自由民主党総裁
山口那津男 公明党代表
志位 和夫 日本共産党委員長
福島 瑞穂 社会民主党党首
亀井 静香 国民新党代表
渡辺 喜美 みんなの党代表

2011 年度の公共事業を精査して、 不要・不急な事業の予算を震災復興費へシフトしてください

3月11日の東日本大震災は、大地震・巨大津波・レベル7の原発事故が重なり、未曾有の大惨事となりました。とりわけ福島原発の危機は、全く持続可能でない私たちの社会を象徴しており、今までの日本社会のあり方に根底からの見直しを迫っています。

私たちは、被災した方々の生活再建について、市民として連帯と協力の意思を表明するとともに、国会と内閣が生活再建を最優先とした政策・事業を採用すべきだと考えます。

2011年度の公共事業予算は約5兆円にもなります。その中には次に述べるとおり、必要性が明確ではない事業、あるいは必要性がたとえあっても直ちに実施しなければならない緊急性がない事業が少なからず含まれています。

東日本大震災の被災地の復興のためには、巨額の予算をすみやかに確保して、資材、人材等を集中的に投入しなければなりません。公共事業全般について真の必要性があるかどうか、緊急性があるかどうか、早急に精査し、必要性または緊急性が明確ではない公共事業の2011年度予算を減額修正して、復興財源としてシフトすることが必要です。

- ① 代表的な例はダム事業です。ダム事業は現在、検証作業が行われているように、その必要性が疑問視されているものであり、しかも、長期の建設期間を要するものですから、緊急性がないことは言うまでもありません。
- ② 幹線道路、空港整備、新幹線・リニア整備、湿地埋立などの公共事業も計画から完成まで数十年かかる事業であって、緊急性を要するものではなく、また、その必要性に疑問が呈せられているものが数多くあります。
- ③ これらの公共事業には自然生態系には大きな影響を与えることが危惧されているものもあり、昨年10月の生物多様性条約締約国会議のホスト国である日本政府には、そこで議決された「愛知ターゲット」を守ることが求められていますので、これらの事業の執行は慎重でなければなりません。
- ④ 更なる原発事故の危険性を高める「もんじゅ」等の原子力発電開発関係の予算も凍結する必要があります。

ダム等の不要・不急な公共事業予算の震災復興費へのシフトすらなされないまま、大量の国債を発行したり、増税を行ったり、国民生活に直結する予算を削減したりすることには、国民が理解を与えません。

私たちは、国民の代表たる国会と内閣の主導によって、公共事業2011年度予算を緊急度の視点で徹底精査し、そこで検出された予算額を震災復興費へとシフトさせることを、求めます。

2011年7月20日

緊急集会「不要・不急な公共事業2011年度予算を震災復興へ」 参加者一同

連絡先 水源開発問題全国連絡会（〒102-0093 東京都千代田区平河町1-7-1-W201）

事務局長 遠藤保男 携帯 090-8682-8610

2011年8月12日

国土交通大臣

大 畠 章 宏 殿

要 請 書

- 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の中間とりまとめ」に基づくダム検証について -

公共事業チェック議員の会

会 長 松 野 信 夫

大臣就任以来、東日本大震災対応も含め多方面にわたる課題に精力的にとりくまれておられることに敬意を表します。民主党政権になってからは、自公政権にはなかったような公共事業の見直しに向けて、「できるだけダムにたよらない治水」を柱とした、ダム事業の検証が進められております。しかし、昨年7月13日に発表された「有識者会議の中間のとりまとめ」に基づいて行われているダムの検証については、現時点では極めて問題が多いものと考えております。

当会は、昨年8月18日に前原大臣に「中間とりまとめ」自体に問題が多いことを指摘しましたが、大臣は「最終的には大臣自らがチェックするので、従来のようなダムありきにはならない」旨強く強調されました。しかしこの中間とりまとめに従って行われている検証作業には、多くの問題点が見受けられます。

公共事業チェック議員の会としても看過できない点を以下に列挙しますので、ご検討のうえ、しかるべき対応を取られるよう要請する次第です。

1) 全体の進捗状況

事業実施者が自ら検証を行うとされておりますが、全体的には遅延やバラツキがあります。去る6月15日に当会が貴省からヒアリングをしたところ、各地方整備局及び水資源機構ともに検証作業を放置しているのではないかと疑念が持たれるようなダムが多数存在することが判明いたしました。例えば、昨年10月以降、検討の場で準備会、幹事会等を一度開催した後、検証作業が行われていないダムが多数あります。

また、検討の場で1回開催した後、そのままになっているダムも散見されます。他方、補助ダムである五ヶ山ダムや伊良原ダムなどは早々とダム案での答申がなされるなど、逆に十分な検討がなされたかどうか疑念が持たれる事案もあります。まさに結論ありきではないのかとの疑いすら持たざるを得ないものです。

かかるとおり、全体として進捗状況にはバラツキも見受けられ、どこまで真剣に検証がなされているか大いに疑問があります。国土交通大臣におかれては、かかる状況を十分に把握され、適切な見直しなどされるよう求めます。

2) 検証主体について

検証の主体は、事業実施者（地方整備局・水資源機構）が見直すこととしており、その検討過程でパブリックコメントを行って意見を聴取するとしていますが、極めて不十分・不適切です。これは要するに、事業者に見直しを丸投げするやり方であり、客観的合理的な見直しにはなり得ません。事業者はどうしてもこれまで推進してきた事業の推進する方向での意見しか採用せず、自治体としても中止などの事業計画変更を嫌うからです。

こうした問題点はすでに当会から指摘してきましたが、やはりその問題点が現時点では当たっていると言わざるを得ません。検証作業は事業実施者ではなく、第三者によるものでなければ適切な見直しにはなり得ません。少なくとも第三者が積極的に関与するものでなければ信頼性も薄いと言わざるを得ません。この点を踏まえ、国土交通大臣として適切な見直しをされるよう求めるものです。

そして補助ダムについては、事業者である都道府県の判断だけに任せるのではなく、事業費のかなりの部分を国が負担している点をも考慮して、国土交通大臣としても都道府県の検証が適切かどうか厳しくチェックするよう求めます。

3) 実際の検証方法について

事業実施者は、ダムを含む複数の治水対策案を立案することになっていますが、これまでの検証作業は極めておざなりです。建前上は複数案の検討がされても、結局は、ダムが最も安価で安全度が確保できるとして誘導されてしまいます。この誘導の要因としては、コスト比較でダム建設だけが残事業費を基本としている点が考えられます。つまり、残事業費だけではなく、事業費全体や環境負荷要因に係る費用をも勘案すべきではないか、こうした観点を入れないのであれば、本気になって非ダム案を検討しているとは考えにくいと言わざるを得ません。

したがって国土交通大臣から再度、それぞれの事業実施者に対し、徹底して非ダム案を含めた検証を行うよう指示されるよう求めます。なお、その際には、第三者機関による公開性を持った検証を徹底するよう指示すべきです。そしてダムの検証にあたっては、改正河川法に則って行われた淀川水系流域委員会や川辺川ダムを巡る県民集会に学んで幅広い市民が参加するように指導することを求めます。公聴会の実施に当たっては、地域住民と事業者とがお互いに議論をすることが出来るような双方向性が担保されるように指導することを求めます。

以上

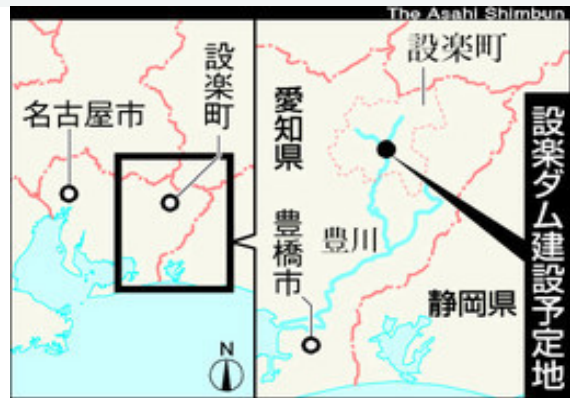
愛知県の設楽ダム の 現況報告

設楽ダムの建設中止を求める会副代表 伊奈紘

はじめに

地震、原発、豪雨と度重なる災害に見舞われた日本列島。今後復興に多額の税金が必要と言う時に、不要・不急のダム建設だけは国土交通省の「ウソ」で塗り固められたまま、相変わらず建設に向けての足を止めようとしらない。

原発では経産省や電力会社の振る舞いが問題視されているが、ダム問題に関しての国土交通省の行動はそれと少しも変わらず、根深く、罪深いものがある。政・官・業だけでなく学・報・司まで巻き込んだ悪の癒着が、住民の生活と安全を脅かしている。



写真左：設楽ダム完成予想図（ダム下流から設楽町田口地区を望む）国土交通省中部地方整備局設楽ダムホームページより）写真右：設楽ダム建設予定地（朝日新聞 2009.01.27付より）

1 設楽ダムの建設反対に向けての裁判

2007年2月、私たちは「設楽ダムの建設中止を求める会」を設立し、愛知県知事並びに愛知県企業庁長を相手取って、名古屋地裁に公金差し止め訴訟を起こした。3年間の審議を経て、2010年6月に、名古屋地裁から判決が下った。結果は、ダム建設の根拠となる都市用水の需要予測が大きすぎるなど国の計画不備を認めながらも、行政裁量権を振りかざし、敗訴になった。行政サイドから脱却できない裁判官に歯ざしりする思いであった。



ダム建設予定地には国指定天然記念物ネコギギが棲息する(撮影:筆者)

現在は名古屋高裁に控訴し、係争中である。裁判の争点は①治水、②利水、③流水の正常な機能維持、④環境、と多岐にわたるが、控訴審では、これらに加え、地質・地盤問題を取り上げ、設楽ダム建設は多くの人命を危うくする愚行であると訴えている。

2 中部地整が行っている設楽ダムの再検証の実態と対策

一方、民主党政権の誕生で「コンクリートから人へ」とダム行政は大きく舵が切られるかのように思われたが、次第に尻つぼみになり、期待した再検証も今やダム建設を容認するためのものになってしまった。設楽ダムも国直轄ダムとして再検証の対象になっているが、「関係地方公共団体の検討の場」なるものは、

まさにヤラセの茶番劇である。

この再検証の問題点は、

- ① まず検証主体が国土交通省(中部地整)そのものであること、② 検討の場の構成員が国と一体となってダム建設を進めてきた豊川流域の首長と県の代表者だけであること、③ 代替案は河川整備計画やフルプランの数値を検証なしに全て前提としていること、④ 検証の視点はいい加減な建設費用と工期だけで、安全性や、環境、住民の生活、将来の見通しなど全く配慮されていないこと、⑤ 主催者がほとんど実現不可能なばかばかしい代替案をいくつか提出し、ダムが一番だよと導く。参加者はもう検証はいいから早くダムを建設しろと合唱する、⑥ 公開とは名ばかりで、反対者の意見を聞く気などまったくない。おざなりにパブコメを実施したが、明らかにヤラセと思われるものが多く、検討すべき意見は全て無視する。

原発再開やプルサーマルの説明会と全く同じである。真の検証には、反対・批判者を含めた公開討論会の実施が不可欠である。

3 設楽ダムを有名にする活動(情報発信)

ハッ場ダムをヤツバダムと読む人はいなくなった。川辺川ダムが球磨川の支流であることを知らない人もいない。しかしまだ設楽ダムを(シタラ)と読めない人は多い。有名になれば、世間の多くの目が注視し、国土交通省も勝手な振る舞いができなくなる。そう考え、今まで積極的に設楽ダムを知って頂く活動(情報発信)を進めてきた。



① 水源連など全国的な集会に参加し、他のダム反対者との連携を深める。

② 著名な講師を招き講演会・シンポジウムを開催する。

③ 立木トラスト運動をすすめ、直接参加型の設楽ダム反対者を全国的に増やす(現在 2,800 人を超えた)

④ 政治活動にも積極的に取り組み、我々の活動の理解者をできるだけ多く当選させる(町長選、町議選、県議選、知事選など)。

(写真上:「設楽ダムの建設中止を求める会」の第5回総会に新潟大の大熊孝名誉教授(河川工学)を招いて記念講演。オープン講演会として会員以外の市民も多数傍聴した。2011.02.13)
(写真右:トラスト立木に括りつけられたトラスト参加者の木札)



4 地質調査に取り組む

設楽ダム建設予定地は有名な地滑り地帯。

昭和 36 年電源開発のダム建設が持ち上がり、地質調査が行われたが翌 37 年末には危険だと即中止された同じ場所に現在の設楽ダムは計画された。

- そのため、信じられないことだが計画から 40 年も経過しているのに、未だ正式なダム位置や堤体の長さが決まっていない(決められないでいる)。

ダムができれば大規模な地すべりが起こり、町の中心部である田口地区がダム湖に飲み込まれたり、ダ

ム崩壊で大鉄砲水～山津波がおき、多数の死傷者が出ると心配している。



電源開発や国土交通省が行った膨大なボーリング調査の結果や研究者が行ったこの地の最新の地質調査を参考にし、国土問題研究会が現地調査を踏まえて、報告をまとめている。地盤がダム建設に不適であるとの科学的な論拠を示し、裁判でも争う予定である。

（写真左：設楽ダム予定地横坑を調査する国土問題研究会のみなさん。

調査には当会代表、副代表、在間弁護士、

設楽ダム事務所職員が参加した。 撮影：市野）

5 愛知県独自の検証の場設置

愛知県は現在大村知事のもと長良川河口堰開門検討についてのプロジェクトチーム(PT)をつくり、精力的に検討作業を進めている。国や県職員の抵抗はあるものの、秋には開門調査の方針を示す可能性がある。この後、このPTは設楽ダムに焦点を向ける予定。

大村知事は知事選の公約で「設楽ダム建設については、反対者も含め幅広い人たちの意見を聞いて再検討したい」と述べた。

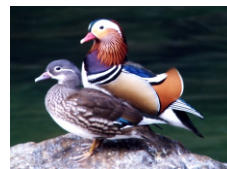
私たちは大村知事のこの言動を大いに歓迎し、全面的に協力したいと思っている。



大村愛知県知事がはじめてダム予定地を視察した。ダムサイト予定地で国の説明を聞いた後、反対派の話を聞く大村知事(写真は朝日新聞2011.3.25付より)

6 ダムマネーによらない町おこしを考える

原発と同じで、過疎地の自治体は補助金や助成金欲しさに、自らの街の歴史や文化や誇りを捨てて不要なものや危険なものまで、受け入れてしまう。設楽ダムも全く同じ。身の丈に合った自立した町づくりを進めないかぎり、根本的な問題解決にならない。簡単に解決できる問題ではないが、英知を絞り、下流の住民の知恵も借りて流域全体で取り組んでいきたいと思っている。



オシドリ（設楽町オシドリの里にて）

。おわりに

日頃から、水源連の方々のご活躍に心より感謝いたしております。福島原発の事故後やっとなら原発の是非が国民の共通の話題として議論されるようになりました。ダムも構造は全く同じです。今後も水源連の関係者と密接に連携しあって、設楽ダム建設中止を勝ち取るまで頑張ります。

今回、こうして設楽ダム問題を取り上げて頂いたことに心より感謝申し上げます。

長良川をめぐる最近の状況報告

長良川市民学習会 武藤仁

長良川は現在「ダムを検証」作業などをめぐって、河口から上流まで目が離せない状況にあります。

1 長良川河口堰の開門めざして

長良川河口堰については、深刻なアユの漁獲高の減少や堰周辺の環境悪化から、一昨年あたりから「ゲートを上げよ」の市民世論が盛り上がっています。それは、岐阜県で開催された「全国豊かな海づくり大会」や名古屋で開催された COP10、岐阜市長選挙や参議院選挙で私たちが積極的に河口堰を問題提起してきた成果でもありました。これらを受け国は「ゲート操作のさらなる弾力的な運用」とそのモニタリングを今年から開始しましたが、これは失われた汽水域を回復させる「開門」とは全く違うものです。

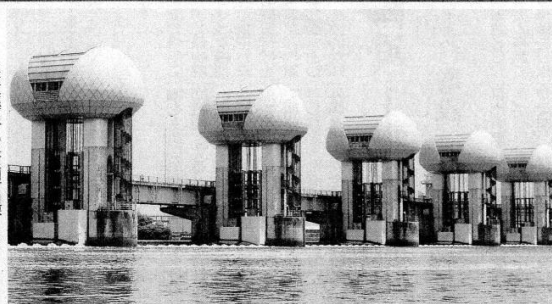
今年2月の愛知県知事、名古屋市長の同時選挙では当選した両首長が共同マニフェストに「河口堰の開門調査」を掲げ、大村知事は6月「長良川河口堰検証プロジェクトチーム会議（PT）」を発足させました。このPTは、河口堰に肯定・批判双方の立場の学者で構成され、議論も全面公開され期待できるものです。PTは漁師や研究者など各分野の専門家を招き公開ヒヤリングを設定するとともに専門委員会を設け今年9月には報告をまとめるというものです。ヒヤリングには当会副代表の富樫岐阜大学教授が登壇。専門委員会委員には当会代表粕谷同大教授や今本博健先生が就任。専門委員会の共同座長には今本先生が座り、歯に衣を着せない白熱した論議が始まりました。

熱い論争の夏になる中、「長良川的环境変化は堰閉鎖ではなく浚渫が引き起こしたものだ」というすり替え論や「推進してきた愛知が今さら何で検証だ」という河口地元民の根深い不信感情を「利用」した現状追認論、「本検証とマニフェストの繋がりの話は聞いてない」発言など開門回避姿勢も見え隠れし、「試験開門」に向けての方向性はまだ見えてきません。大村知事やマニフェストが腰砕けにならないよう市民監視の取り組みが私た

新 聞

2011年(平成23年)8月4日 木曜日

長良川河口堰で議論本格化



三重県桑名市の長良川河口堰。6月

愛知の有識者会議

「生態系回復を」「塩害懸念」

「川は濁り、ウナギは消えた。かつての長良川に戻してほしい」「事業に伴うしゅんせつで洪水が減った。漁師や元行政関係者から意見を聞いた6月下旬の会合では賛否が交錯。上流の塩害防止と利水を目的とした事業の環境影響、開門方法を検討、9月末をめどに知事に報告するが、結論を得るのは容易ではない」と印象付けた。

国土交通省中部地方整備局は3月、ゲートを全開した場合の塩害被害は1カ月当たり2700億円とする試算を発表。海水の侵入による水道の断水の影響は愛知、三重両県の51万6千人に及ぶと試算した。

堰を管理する独立行政法人水資源機構は、

運用開始から16年がたった長良川河口堰（せき）（三重県桑名市）のゲートを開放し、失われた生態系回復につなげる「開門調査」の実施に向け、課題を探る愛知県の有識者会議の議論が本格化している。川の水利権を持ち、事業費を一部負担する愛知県の村岡知事は「この良い運用を目指す」と意気込むが、国は「全開すれば流に塩害が生じる」との立場で、実現には不透明感が漂う。

開門調査、賛否交錯

夏場に堰の上流で酸欠が乏しくなった川底がシブシブ発生するなどの水質悪化を防ぐため、毎年50回程度、ゲートを部分的に開閉する「フラッシュ操作」を実施。今年から、さらに高い効果を目指して3倍のペースに引き上げている。

これに対し「全開して生態系を元に戻す」と主張するのは「長良川市民学習会」（岐阜市）の武藤仁事務局長。武藤さんは「フラッシュ操作では海水と淡水が混ざる水塊がつかれず、かつて観察されたヤマトシジミは生息できない」と指摘。事業に伴い水の流れが

2011.8/4 岐阜新聞

ちに求められています。当会では、9月5日に現場を見る学習会「長良川河口堰開門は可能か？」を、9月18日～30日ハートフルスクエアG（JR岐阜駅）において写真展「よみがえれ長良川」を開催し、市民の視線を長良川から離さない取り組みを準備しています。

また、10月には河口堰検証結果を受けた市民シンポジウムを開催しようという声も出ています。

2 木曽川水系連絡導水路事業の中止を求めて

長良川の中流岐阜市に徳山ダムの水を流す導水路事業は、民主党政権のもとで「凍結」とされていますが、今年度も環境調査の名で3億5千万円の予算が計上されています。実態は水資源機構木曽川水系連絡導水路建設所を生き残らすためのお金です。

本事業は、着工はもとより土地取得もされていません。一般市民を対象にした事業説明会も2008年6月に開催されましたが、質問に対する回答に窮し収拾がつかず中断したままです。09年5月の名古屋市長の「導水路撤退」表明もあり、本来この事業は「中止」を巡って議論される状況にあったものでした。

ところが、前原国交大臣（当時）が、打ち上げた「有識者会議」によって本事業は「ダムによらない治水の検証」対象に組み入れられました。目的に洪水対策がない本事業の何を検証するの？導水路の行方は、ますます市民に分かりにくいものになっています。そして第1回木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）が2010年12月に開催され検証が始まりました。本導水路は徳山ダムの水を流す目的で建設されるものですから徳山ダムと切り離して、あれこれ代替え案を検討すること自体ナンセンスです。これまで2回の会合がもたれパブリックコメントも募集されましたが、かみ合った議論はありません。

検証作業の中で注目されるのは、愛知県、名古屋市の利水参画継続の意思確認でした。しかし、市長が「撤退表明」した名古屋市は、この検証作業の中で「検討」する姿勢を示しつつも徳山ダムによる開発流量確保は必要とし従来の基本的姿勢を変えようとはしていません。また、愛知県も「検討の場」では、大村新知事がマニフェストで「導水路事業の見直し」を挙げていることを認めたうえで「マニフェストこだわることなく愛知県として従来の姿勢は変えない。知事も了解している。」と継続の立場を明確にしています。

私たちは国の検証作業に惑わされることなく、事業推進の立場に立つ名古屋市・愛知県両当局の姿勢を正す世論を高め事業中止を訴え続けます。

3 内ヶ谷ダム事業の検証

岐阜県知事は国の要請を受け、長良川上流（郡上市）の亀尾島川（きびしまがわ）に建設する内ヶ谷ダム事業を最優先に検証すると表明。2010年11月に関係地方団体からなる検討の場を開催し検証作業をスタートさせました。本事業は地元から強い要望があるわけでもなく県民の関心も低く、取り付け道路工事をのんびんだらりと続けている状況にありました。

突然「検証」のまな板に乗って出されてきた資料は不可解なものばかりでした。私たちは質問と情報公開請求を繰り返しましたが、回答不能であったり、長時間を経て出されてきた回答の中には新たな疑問を呼び起こすものもありました。私たちは限られたデータをもとに分析を進めるとともに、2月5日にシンポジウム「長良川に内ヶ谷ダムは必要か？」を開催しました。約100名の市民参加と主要新聞すべての報道は、内ヶ谷ダム建設事業の問題点を県民に訴えました。県が主催する2回の住民説明会でも

事業に賛同する発言はわずか1件で他はすべて事業に対する疑問と批判でした。

それにもかかわらず岐阜県は、予定にそった「検討の場」と非公開の「事業評価監視委員会専門部会」の開催を続け「とりまとめ」を急ぎました。私たちは、事業に疑問を持つ専門家を含めた「公開討論会の開催」を知事に2度にわたり申し入れしましたが、知事は6月の記者会見で「住民説明会も二度実施し、半年かけて議論してきた」として私たちの要請を退けました。

岐阜県は、秋の国への「事業継続」報告をめざし取りまとめを進めています。しかし起債許可団体にある厳しい財政状況の下で、自ら「完成予定は平成39年」と記述しているように積極的に本事業を推進する展望は全く持っていません。岐阜県において今回の「ダムの検証」は、結果的には「ダム中止とだけは言いたくない」ためだけの県民不在の作業でしかありませんでした。

6月岐阜県議会では内ヶ谷ダム検証問題で「非定量治水」をめぐるやり取りがありました。県当局もまともに否定することはできませんでした。

私たちは今回の取り組みの経験をもとに「ダムによらない治水」が広く県民の世論になるよう引き続き運動をすすめたいと思います。

(第3種郵便物認可)

4



シンポジウムで「意識を変える必要がある」と話す今本さん（右から2人目）＝岐阜市で

内ヶ谷ダムの是非議論

市民団体が「意識の变革を」
岐阜でシンポジウム

県が郡上市大和町に計画する「内ヶ谷ダム」の建設の是非を検証しようとする日、市民団体「長良川市民学習会」が「長良川に内ヶ谷ダムは必要か？」と題したシンポジウムを岐阜市で開いた。今本博健・京都大学名誉教授（河川工学）が基調講演し「ダムを作るくらいなら堤防強化や河道の堆積土砂の掘削をすべきだ」と指摘した。ダムは、長良川支流

の「亀尾島川」の洪水対策のために計画され、78年に予備調査が始まった。重力式コンクリート製で、総貯水量は約1150万トン。事業費は03年の再算定では340億円。現在ダムは未着工だが、既に約179億円が投資されている。今本名誉教授は、川の断面グラフを示し、現在の堤防の高さが、計画で設定されている河川整備の目標水位「計画高水位」より低い部分が随所あるが、「河道掘削だけで対応できる」と話した。その上で「洪水を流域全体で受け止めるという意識に変える必要がある」と指摘。堤防強化や水防活動などの危機管理の必要性を訴えた。

た。またシンポジウムでは、市民団体「長良川水系・水を守る会」の亀崎敬介事務局長が「内ヶ谷には、福井県で希少種とされるカワネズミなど、川の流れている中で生きる動植物がいる」と話し、「ダムで溪流の流れを止めれば、彼らはどこに行くのか」とダム建設による環境への影響に懸念を示した。

【石山絵歩】

2011.2/6 毎日新聞

ハツ場ダム根拠の黒塗り裁判で原告全面勝訴

国は控訴せず

ハツ場ダム（群馬県長野原町）の根拠資料が一部黒塗りで開示された問題で、東京地方裁判所（定塚誠裁判長）は、8月2日、国土交通省関東地方整備局長（以後、国交省）の非開示決定の取消しと開示を求めた原告の全面勝訴判決を出した。

控訴期限の一日前である8月15日、国は控訴しない判断を明らかにし、原告勝訴が確定した。ムダなダム事業が進められてきた原因の象徴である根拠資料の秘匿性に一つの大きな風穴が開いた。

問題となった黒塗り資料は、ハツ場ダム計画の根拠となる洪水予測を計算するための基本となるデータのうち、「流域分割図」と「流出モデル図」の二枚。原告はハツ場ダム住民訴訟の住民側弁護団長の高橋利明弁護士だ。一都五県の地方裁判所での争点の一つが、ダムによる治水の必要性だったが、その根拠データが入手できずにいわば武器不対等のまま裁判が進み、敗訴してきた。高橋弁護士は「図面が開示されれば、（ハツ場ダムの不要性を示す）再現計算を行うことができる」と次を見すえている。

黒塗り裁判では、国交省は非開示の理由を「国の機関内部における検討結果に関する情報であって、公にすることにより国民の誤解や憶測を招き、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」と主張。図には構想段階中のダムの位置が描かれているから、公開すれば「補償金の支払を受けることを目的として建設予定地周辺での不適正な土地取引が助長」されるというものだ。しかし、判決は「行政機関の意思決定前の情報だからといって、情報を全て不開示にすることになれば、政府がその諸活動を国民に説明する責務を全うするという情報公開法の理念に相反する」と断じた。実はこれらの構想は昭和60年代から市販されていた書籍「建設省河川砂防技術基準（案）・調査編」で旧建設省自ら公表していたため、そもそも非開示にする意味は皆無だった。判決では、ダム構想の位置が判明するにしても「被告が懸念するような土地の先行買収騒ぎが生じるほどの確度で特定できるとは到底考えられない」とだめ押しをした。

8月5日の参議院決算委員会では大河原雅子議員の質問に対し、大畠広明国土交通大臣が「今回の裁判においては国の主張が裁判所の十分な理解が得られませんでした」と官僚答弁の棒読みで答弁。これに対し、12日に民主党の「ハツ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」（会長・川内博史衆議院議員）と超党派の公共事業チェック議員の会（会長・松野信夫参議院議員）が相次いで控訴断念と資料の全面開示を大畠大臣と江田五月法務大臣に要請していた。秘密裏に進められてきた治水のあり方が根本から覆す画期的な判決となった。

（ジャーナリスト まさのあつこ 週刊金曜日8月19日号「アンテナ」掲載記事より）

ダム事業見直し会議で水利権問題が浮き彫りに

国土交通大臣の諮問機関「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が8月23日に開催され、硬直化した水利権によってムダなダムが推進されてきた特徴が浮き彫りになってきた。同会議は、全国83ダムにおいて行われる検証が、昨年9月に同会議が取りまとめた見直し方針に従って行われたかどうかを審議している。

これまでに地方整備局や道県など事業者による中止4、継続14、計17ダム事業の検証結果について審議され、同会議は中止4件と継続6件は了承。2件は「共通的な考え方に沿って検討されたかどうかもう少し詳しく聞く必要がある」と保留。4件は「関係住民等の理解が得られるよう努力を続けることが重要」との意見を附帯させた。

こうした玉虫意見が地元に戻されて継続が再決定された場合、大半が継続されることになる。裏を返せば「ダムありきの見直しスキームだ」と批判されてきた通りになる。

しかし、一方で、ダムが推進されるパターンが浮き彫りになってきたことも事実だ。鈴木雅一・東京大学教授は、推進の結論に対して、ほぼ毎回、渇水時に川から水がなくなることを防ぐ「流水の正常な機能の維持」目的でダムが推進される必要があるのかと問うてきた。23日にも北海道事業である厚幌ダムの目的の半分が「水の正常な機能の維持」だと問題視した。また、同教授は水利権行政の硬直化に触れ、厚幌ダムの計画がある川では、渇水時に流れていた水の1割を取水できればダムは必要ないはずが、水利権許可の問題でそれができないため工夫の余地があるはずだと指摘した。

同教授の意見は少数派意見として無視されてきたが、違うダムで繰り返し共通の問題として指摘されてきたために、ついに同会議の共通認識となって来た。

「維持用水」と「水利権許可」問題は、これまでに指摘されてきた人口減少に対する水需要の見直しの甘さに加え、利水の三大問題となったと言える。辻本哲朗名古屋大学教授は、「中止になったものは、どういう特質があったからなのかを学んでいくことが重要である」と指摘したが、同様に継続事業からも大きな教訓が浮き彫りになりつつある。

(ジャーナリスト まさのあつこ)

週刊金曜日アンテナ記事 (未定稿より)

2011年8月12日

国土交通大臣 大畠章宏殿

八ッ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟

会 長	川内博史（衆）
会長代行	松野信夫（参）
副 会 長	中川治（衆）
	石関貴史（衆）
	柿沼正明（衆）
	桑原功（衆）
	中島政希（衆）
	三宅雪子（衆）
	高橋英行（衆）
幹事長	大河原雅子（参）
事務局長	初鹿明博（衆）
事務局次長	宮崎岳志（衆）

要望書

平成23年8月2日、東京地方裁判所で判決のあった「利根川流域分割図等の情報公開請求訴訟」について、国として控訴せず、速やかに「流域分割図」及び「流出モデル図」を開示することを要望します。

理由

八ッ場ダム等全国のダム問題解決のためには、その必要性や地元住民の生活再建問題等について、行政のもつあらゆる情報を開示して、公開の場で真摯な議論を行い、結論を出していくことが必要不可欠であると思われるからです。

2011年8月12日

法務大臣 江田五月殿

八ッ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟

会 長	川内博史（衆）
会長代行	松野信夫（参）
副 会 長	中川治（衆）
	石関貴史（衆）
	柿沼正明（衆）
	桑原功（衆）
	中島政希（衆）
	三宅雪子（衆）
	高橋英行（衆）
幹事長	大河原雅子（参）
事務局長	初鹿明博（衆）
事務局次長	宮崎岳志（衆）

要望書

平成23年8月2日、東京地方裁判所で判決のあった「利根川流域分割図等の情報公開請求訴訟」について、国として控訴せず、速やかに「流域分割図」及び「流出モデル図」を開示することを要望します。

理由

八ッ場ダム等全国のダム問題解決のためには、その必要性や地元住民の生活再建問題等について、行政のもつあらゆる情報を開示して、公開の場で真摯な議論を行い、結論を出していくことが必要不可欠であると思われるからです。

総会・全国集会 宿泊などのご案内

総会会場および宿泊先： 国民宿舎「くじゃく荘」 〒859-3618 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷272
TEL 0956-82-2661 FAX 0956-83-3210

川棚町へのアクセス



JR川棚駅まで

- ・ JR諫早駅から40分
- ・ JR佐世保駅から20分
- ・ JR長崎駅から1時間10分

くじゃく荘へのアクセス

JR

- ・ JR川棚駅下車→タクシー8分
- ・ JR小串郷駅下車、徒歩30分

マイカー

◎JR川棚駅から8分

- ・ 東彼杵I.Cから19分
- ・ 佐世保市から35分
- ・ 長崎空港から45分
- ・ 長崎市から90分
- ・ 福岡市から約2時間

飛行機

- ・ 往きは長崎空港着をご利用下さい。

帰りは、会場→中佐世保駅→佐世保駅

前佐世保バスセンター17:00発→福岡

空港着 18:40の高速バスが便利。(要

予約、西肥バス:0956-25-8900)高速バスは国際線ターミナル着で国内線まで無料バス移動15分。

参加申し込みは別紙参加申込書で下記宛て

FAX: 045-620-2284

メールの場合は申込書の記入項目すべてを記載して下記アドレス宛にお送り下さい。

mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

申し込み締め切り: 10月5日(水) 必着

参加費について

宿泊費 5400円(和室 相部屋)

(※シングル・ツイン希望の方は追加料金が必要です。シングル・ツインは部屋の手配の関係で十分用意できない場合があります。早めにご連絡下さい。)

懇親会費 1500円

視察バス代・弁当代 1600円

総会・全国集会資料代等 1000円

合計 9500円

——宿の送迎バス手配の予定——

長崎空港到着の場合

10月22日(土) 12時30分同空港発で宿のマイクロバスを予定。宿まで45分。

JR川棚駅到着の場合

10月22日(土) 13時15分発で宿のマイクロバスを予定。宿まで8分。

参加申込書又はメールで送迎バス利用の有・無と乗車場所をお知らせ下さい。